

※各施設、イベント主催者などが示す感染症対策にご協力をお願いします。

事業者向け インボイス制度説明会

足利税務署・☎④13151

5年10月から開始する消費税のインボイス制度説明会を同署で開催します。
※事前予約制・先着順。
※詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。



あてに発送します。
5月中旬に通知書を各事業所

内容をご確認ください
**個人住民税の
特別徴収税額通知書**
税務課・☎⑩2128

税

**芸術・文化の活動などを
行う団体を助成**

市民文化財団(文化課内)

☎⑩2229

対象 市内で芸術・文化の活動を行う団体で、一定の活動実績があり、規約などを有する団体
申込 9月29日(金)までに申請書類を同財団(市役所別館2階)※審査あり。助成は11月を予定。

送付物 納入書、特別徴収のし

おり、特別徴収義務者および納税義務者(従業員)あて税額通知書※退職など、異動者がいる場合は異動届出書をご提出ください。※誤配達された場合は開封せず、誤配達であることを書いて郵便ポストに投函するか、最寄りの郵便局にご連絡ください。

納税通知書を送付します
軽自動車税(種別割・市税)

税務課・☎⑩2121

対象 4月1日現在で原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車、軽自動車を所有している方
発送予定日 5月11日(木)
納期限 5月31日(水)

※月割課税の制度はありません。
納付方法 納税通知書に記載の金融機関、コンビニで納付
重課税率

新車登録から13年を経過した軽四輪車(三輪含む)には『重課税率』が適用。

▼**グリーン化特例**

昨年度中に新車登録した軽四輪車(三輪含む)で、環境負荷の小さい車両は今年度に限り減額。

▼**障がい者減免制度**

心身に障がいのある方(障がい者と生計が同一の方や常時介護する方も含む)が所有する車で、一定の要件に該当すれば、申請により減免(免除)になる場合があります。申請期限 5月24日(水)

納税通知書を送付します
自動車税(種別割・県税)

安足県税事務所

☎0283・23・1411

発送日 5月2日(火)
納期限 5月31日(水)
納付方法 納税通知書記載の金融機関、コンビニ、納付書に印字の『eL-QR』を利用したクレジットカード・スマホ決済アプリでの納付など

※その他の納付方法など詳しくは納税通知書をご覧ください。

▼**障がい者減免制度**

上記の軽自動車同様に減免制度がありますので同事務所(佐野市堀米町)にご相談ください。
申請期限 5月31日(水)



福祉

新型コロナウイルスにかかる
傷病手当金の支給

保険年金課

国民健康保険については

☎⑩2147

後期高齢者医療制度については

☎⑩2184

同傷病手当金の対象期間が次のとおりとなります。

対象期間 5年5月7日(日)まで
※申請は療養のあった日の翌日から2年間可能です。

※制度の詳細については同課へお問い合わせください。

5月の市税納期

納税課・☎⑩2124

▶**軽自動車税(種別割)**

納期限 **5月31日(水)**

口座振替キャンペーン実施中

9月29日(金)までに新規に口座振替を申し込んだ方に、史跡足利学校、栗田美術館、あしかがフラワーパークいずれか1カ所で使用できるペア入場券を差し上げます。

障がいのある方の安心した日常生活をサポート/

心身障がい児者の福祉サービス

障がい福祉課・☎②02134
(本庁舎1階23番窓口)

障害者手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)の交付、マイナンバーをご持参いただく場合があります。

障害者総合支援法のサービス

自己負担額は費用の1割です

- ※市民税非課税の障がい者、障がい児の保護者はサービスにより負担軽減があります。
- ※難病の方もサービスを利用することができます。
- ※介護保険の対象者は介護保険のサービスが優先されます。

障害福祉サービス

ホームヘルパーの派遣、短期入所、就労移行支援など

※サービス内容によっては障害支援区分の認定が必要です。

➔上記の相談は右記相談窓口

障害者移動支援

外出の付き添いなど

日中一時支援

日中に短時間のお預かり

訪問入浴

事業者が浴槽を持って自宅へ訪問

福祉ホーム

自宅生活が困難な方に居室を提供

社会参加促進

自動車改造費用の助成など

日常生活用具の給付

日常生活に必要な生活用具の給付(ストーマ装具、紙おむつを含む)

補装具費の支給(購入・貸与・修理)

身体の機能障がいを補うために必要な補装具費の支給

※日常生活用具、補装具は種目により障がい名、等級、年齢などによる対象要件があります。事前に必ずご相談ください。

➔上記の申請は同課 障がい支援担当・☎②02134



相談窓口

➔障がい児者全般

障がい者基幹相談支援センター

(総合福祉センター内・東砂原後町)
☎④0307

毎週月曜日の午前9時30分～正午は、障がい福祉課でも相談ができます。

➔精神障がい者

地域活動支援センター・あしかが

(青木病院内・本城一丁目)☎④12643

地域活動支援センター・ハートランド

(前沢病院内・福居町)☎⑦0811

➔就業相談

両毛圏域障害者就業・生活支援センター

(安足健康福祉センター内・真砂町)☎④2268

相談内容

- * 仕事や人間関係などの相談や助言
- * 医療・保健・福祉などの専門機関との連携や紹介など
- * 就業に関する相談や助言、職業準備訓練のあっせんなど

各種手当・減免・割引

特別障害者手当

* 20歳以上で常に特別な介護が必要な在宅の重度心身障がい者

障害児福祉手当

* 20歳未満で常に介護を必要とする在宅の重度心身障がい児

特別児童扶養手当

* 20歳未満の心身障がい児を養育している方
※内部疾患・精神障がいの方も該当する場合があります。

有料道路通行料金の割引

* 障がい者本人が運転または障がい者を乗せて介護者が運転
※オンラインでの申請など詳細は有料道路ETC割引登録係
☎045・477・1233

NHK受信料の免除

* 半額免除=視覚、聴覚または重度の心身障がい者が契約者で世帯主の場合
* 全額免除=障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合

➔上記の申請は同課 障がい福祉担当・☎②02169

その他

手話通訳者

* 毎週月～金曜日の午後、障がい福祉課窓口に配置

意思疎通支援

* 聴覚障がい者のために手話通訳者や要約筆記者を派遣
※事前に申請が必要です。

点訳・音訳あしかがみ

* 視覚障がい者のために点訳版・音訳版の広報紙を郵送

➔視覚障害者福祉ホーム

☎④2200

※障がい福祉課窓口にもあり。